

富士・東部医療圏

地域保健医療計画 アクションプラン

進捗状況報告

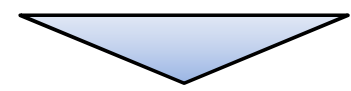
平成26年11月27日報告



山梨県富士・東部保健福祉事務所
(富士・東部保健所)

富士・東部医療圏域～保健福祉事務所アクションプランの概要

- 1 富士・東部医療圏内の活動で改善につなげることができる、特に重点的に取り組む必要がある事業に対する行動計画です。
- 2 毎年度、定期的に、計画の進捗状況を分析、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



現状と課題 & 今後5年間の主な取り組みについて

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

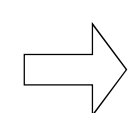
インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。

救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。

医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していく必要がある。

感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。

リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。



- 1 保健医療情報の提供
- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。

今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを推進していく必要がある。

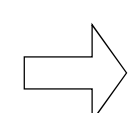
障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。

精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活を支援の体制づくりを取り組む必要がある。

ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。

母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく必要がある。

難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。



- 7 健康づくりと生活習慣病対策
- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

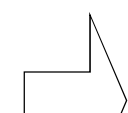
【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。

医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。

食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。

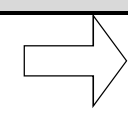
レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。



- 14 健康危機管理体制
(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。



- 20 人材育成支援

	課題等	平成26年度事業	平成26年度進捗状況	(参考)平成25年度の取り組み状況	
3	救急医療体制の整備	<p><富士北麓地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽症患者の救急搬送が6割を切ったが、依然として高い状況である。 <p><東部地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制度の利用者数が富士北麓に比べ少ない。 ・東部地区が抱える救急医療体制の課題について、情報共有を図るにとどまっている。 	<p><富士北麓地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等を用いた周知を実施する。 ・富士北麓地域初期救急応報検討会等の場で、平成25年度に制作した救急医療の適正利用についてのDVDの活用方法等、各関係機関による周知方法を検討する。 <p><東部地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と共同し、住民に対して在宅当番医制度の普及啓発等、救急医療の適正な利用を周知する。 ・各関係機関による救急医療体制の協議が円滑に行われるように、情報提供等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の日富士吉田会場において、DVDの放映、チラシ配布を行った。 <p><富士北麓地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急の日(9月9日)に合わせて、昨年作成したDVDを地区CATV各社に御協力をいただき、放映した。また、市町村広報に随時適正医療について掲載していただき周知を図っている。 <p><東部地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年1月30日実施の東部地区救急医療に係る情報交換会を受け、東部地区の救急医療体制を検討。平成26年度富士・東部地域保健医療推進委員会で検討の場の設置を提案し、「東部地区救急医療に係る専門委員会」の設置が承認され、専門委員会2回、ワーキンググループ2回で検討を行った。 	<p><富士北麓地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は市町村と協同し、富士北麓地域の宿泊施設に対してチラシの配布を実施した。 ・医療再生計画の一部として、救急医療の適正利用を内容としたDVDを制作・放映・配布し、一層効果的な普及啓発を図った。 <p><東部地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地区救急医療情報交換会を開催し、関係機関における現状を共有した。
4	在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師を始めとする多職種が在宅医療・介護連携をすすめられるような連絡会議や研修会を企画・運営する必要がある。 ・連絡会議は、管内全体の在宅医療が推進できるよう、課題の共有および解決に向けた活発な意見交換の場とする必要がある。 ・保健所として、市町村で多職種における在宅医療・介護連携をすすめるような働きかけが不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養に関わる関係職種の育成支援を行うため、多職種協働によるチーム医療を目的とした多職種人材育成研修を開催する。 ・在宅医療を推進させるために、在宅医療多職種連絡会議および一般住民向け普及啓発講習会を開催する。 ・「在宅医療と介護の手引き」を作成する。 ・医療と介護連携に係わる会議開催や、連携体制が図れるよう、市町村や関係団体に働きかけを。また、既に連携体制が進んでいる市町村から広域的に取り組むべき課題等の情報提供を受け、連絡会議で検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と福祉・介護の連携を図るための多職種連絡会議は2回開催。(4/16、10/6) 1回目の内容は、富士河口湖在宅医療推進協議会の状況及び「山梨県医療・介護連携ツール」の情報を共有した。 ・管内版「在宅医療と介護の手引き」の作成に向け、検討会を1回開催し、掲載内容の方向性を確認した。(9/13) ・在宅療養に関わる関係職種の育成支援を行うため、研修会を1回開催。(10/21)内容は管内の高齢者の現状と取り組みを共有し、事例検討会を行い多職種連携の実際を学んだ。 ・在宅医療を推進するための一般向け普及啓発講演会を1回開催する予定。 ・各市町村業務連絡会や個別支援を通じて、個別ケア会議や更に地域ケア会議が開催できるよう働きかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による在宅医療チームの担い手となる人材を育成する為の研修会を2回開催した。 ・在宅医療に関わる多職種(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・作業療法士・介護支援専門員・保健師・管理栄養士・市町村担当者)を委員として、在宅医療多職種連絡会議を設置し、2回開催した。 ・在宅医療を推進するための普及啓発講演会を1回開催した。 ・「在宅医療と介護の手引き」の策定に向けて作業部会を2回行い、手引きの内容を検討した。
5	感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報について、リアルタイムな情報を伝えられない状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症流行情報等について関係機関、住民へ迅速に情報提供できるよう、方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症サーベランスの情報を毎週、各市町村、教育委員会、医師会、医療機関に提供している。 ・各機関を通して、住民に提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等感染症の患者数について保健所に報告を行っている各定点医療機関から、感染症に関する情報を収集し、週報及び月報として、各定点医療機関、各地区医師会、各市町村、各市町村教育委員会、住民に情報提供した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・人から人への感染による感染症の施設内集団発生が、毎年度高齢者介護施設等から報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内集団発生を起こしやすい施設に対し、情報提供と施設立入時の指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設の集団指導にでの感染予防に関する知識の提供 ・高齢者施設や学校、保育園等に感染症予防に関する出前講座を、各機関の希望により実施している。14回 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定給食施設巡回指導や高齢者介護施設実地指導に併せて、感染症対策についての指導、情報提供および施設における対策の確認を行った。 ・記録をデータベース化し、電子媒体に記録した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者に対する治療継続支援の実施 ・接触者健診の受診率向上 ・結核定期健康診断の受診率向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・DOTSによる支援を継続し、通院治療患者や退院後の患者が服薬が確実にできる生活の支援のために、DOTSカンファレンスを月1回実施する。 ・出前講座等を通して定期健康診断の必要を伝える。また、結核の最新情報等の提供を行う。 ・コホート分析を継続して行い、関係者への情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DOTSカンファレンスの実施 月1回 第3水曜日 ・結核発生動向調査(月報・年報)により、患者発生・治療状況・菌検査実施状況等の把握と患者管理を実施した。 ・感染症法に基づき、住民に対する予防思想の高揚を図るとともに、結核患者の管理・医療の徹底を図った。 ・結核登録患者・接触者に対する検診及び訪問指導を実施するとともに、健診費用の公費負担や定期病状調査を実施した。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・県内は肝炎ウイルス陽性率や肝がん死亡率が高い状況にある。 ・肝炎要診療者に対する支援体制が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長村住民健診、職場健診での受検または保健所での肝炎検査受検勧奨を行う。 ・肝疾患コーディネーター養成講座に積極的に参加し、要診療者への保健指導の充実を図り、専門医療機関の富士吉田市立病院がかかりつけ医と連携し診療支援を実施する体制づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターフェロン治療助成事業 肝炎ウイルス除去を目的としたインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターフェロン治療助成事業 肝炎ウイルス除去を目的としたインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成の周知を図った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・HIV、エイズの関する正しい知識の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントやホームページ、出前講座、市町村広報等を通して住民へ予防啓発を行う。 ・知識普及講習会について若年層を対象に継続して実施する。また、職域、中高年齢者層についても実施していく。 ・保健所相談検査のホームページ、広報等を通じて周知し、夜間検査等を充実させながら受検しやすい体制を整えていく。 ・陽性者に対しては、十分な相談支援を行い、エイズ治療拠点病院への受診を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ知識啓発普及のための中学生・高校生を対象に講習会を実施した。エイズ知識啓発普及講習会 6回 ・エイズのまん延防止を図るため、エイズ講演会の実施やリーフレット等を配布し知識の普及啓発を図った。 ・特定感染症(AIDS、クラミジア、梅毒、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス)相談・検査を実施した。月～金まで実施しているが、隔週の水曜日に夜間検査も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ知識啓発普及のための中学生・高校生を対象に講習会を実施した。 ・エイズのまん延防止を図るため、エイズ講演会の実施やリーフレット等を配布し知識の普及啓発を図った。 		

	課題等	平成26年度事業	平成26年度進捗状況	(参考)平成25年度の取り組み状況	
	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施率が県平均より低い。 ・特に麻疹の予防接種の実施率については91%であり、目標である95%に届いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種について、ホームページ等を通じて住民への啓発を行う。 ・予防接種に対する知識の普及と浸透のための各機会を通じた情報提供と実施主体である市町村に対する支援を行う。 ・特に麻疹の予防接種については、接種率目標値95%を目指し、重点的に普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村広報を通じた情報提供を実施した。 ・市町村予防接種担当者会議を実施し、今年導入された風疹の予防接種等情報提供及び情報交換を実施した。 ・予防接種に関する市町村の会議や予防接種副反応に関わる会議と支援等を実施した。 ・一般県民からの相談への対応を実施した。 ・ホームページ、出前講座、保育所実地指導を利用して、電話相談を保健所で行っていることについて普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に対する理解を促すために、市町村や医療機関への情報提供、およびホームページ等で情報発信を行った。 ・常時電話相談に対応した。 ・ホームページ、出前講座、保育所実地指導を利用して、電話相談を保健所で行っていることについて普及啓発した。 ・予防接種の円滑な実施を図るため、市町村担当や県民からの相談に対応した。 	
8	高齢者保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・指導基準や報酬基準の理解不足に起因する指摘事項が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度介護保険サービス事業者指導計画により集団指導を実施し、指摘事項の多い内容について周知徹底することにより、適切な事業所の運営推進を図る。 ・介護保険サービス事業者への実地指導を行う(H26年度:149事業所を予定)。 ・集団指導や実地指導に併せて、啓発資料を活用し、事業所の基準等に関する理解を深める。 ・指定基準違反の疑いがある事業所には、指導・監査を行い、指導指摘事項の改善状況の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月19、20日に全事業所を対象に集団指導を行い、指摘事項の多い内容について周知徹底を行い、適切な事業所の運営推進を図った。 ・平成26年10月末時点で83事業所に実地指導を行った。 ・集団指導や実地指導に併せて、啓発資料を活用し、事業所の基準等に関する理解を深めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者や市町村担当者を集めた集団指導や介護サービス事業者に対する実地指導を通じて、不適正報酬請求が確認された9事業所に過誤調整等を行い、適正化を支援した。 ・全事業所に対して集団指導を行い、213事業所216人が参加した。 ・6年間の指定の有効期間内に最低2回行う実地指導を126事業所に対して実施した。
9	障がい者保健福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援検討会議の中で、関係機関の連携の必要性や就労を目指した、継続した支援の必要性が確認された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援検討会議を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村の情報交換、問題意識の共有を図るため、第1回発達障害者支援検討会議を開催した。会議には、保健、医療、福祉、教育、就労等の担当者25人が参加した。 ・第1回発達障害者支援検討会議の内容を踏まえ、各市町村における支援体制について検討するため、第2回発達障害者支援検討会議を開催する。(平成26年12月15日開催予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉、教育、就労等の担当者を集めた発達障害者支援検討会議を行い、管内市町村の情報交換、問題意識の共有を図った。
11	自殺防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の自殺多発地域のイメージアップ対策については、地域単独では効果的な実施が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策について、「地域セーフティネットワーク会議」等の会議を活用して、自殺対策事業を検討し、啓発等を行う。 ・自殺多発地域への対策については、イメージアップに関する事業は県他部署、市町村、各関係機関と連携し、実施する。 ・各市町村、各関係機関と連携を図り、「いのちをつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議」、「ボランティア養成講座」、「ゲートキーパー養成講座」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所、介護事業所等に対象に出張メンタルヘルズ講座を実施し、事業所におけるこころの健康づくりを支援した。 出張メンタルヘルズ講座 回 ・地域における自殺対策の取り組みを促進するための連絡会議、担当者会議を実施した。 地域セーフティネットワーク連絡会議 1回 市町村担当者会議 1回 ・山梨県の中での自殺多発地区である青木ヶ原樹海における自殺防止について各関係機関及び団体が共同し、地域ぐるみで自殺防止対策を講じる体制づくりを行った。 いのちをつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議 1回 いのちをつなぐボランティア養成講座 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策防止市町村担当者会議において、課題抽出及び事業検討を行い、委員のハイリスク地対策の意識の向上、連携の強化および事業の円滑化を図った。 ・自殺対策緊急強化基金を活用して管内の自殺多発地域のイメージアップ対策や水際対策を行い、自殺多発地域における自殺者数の減少、関係者の意識の向上等の成果を得た。

		課題等	平成26年度事業	平成26年度進捗状況	(参考)平成25年度の取り組み状況
12	母子保健福祉対策	・「山梨県健やか親子21」第2回中間評価における重点課題のうち、管内では、「低出生体重児対策」については調査等を行い、継続して検討しているところであるが、その他に課題として高く認識されていた「小児期からの生活習慣病対策」、「産後うつ」、「子どもの心安らかな発達の促進と育児不安の軽減」については、検討の場を持っていない。	・「山梨県健やか親子21」が終期となっているため、母子保健担当者会議や母子保健推進会議を通じて重点課題の評価を行い、その後の支援体制づくりを行う。	・母子保健担当者会議は、同じ位の規模の市町村に分けて2回開催。(6/23、6/30)内容は市町村・県・保健所の母子保健事業の共有、「健やか親子21」について状況把握を行った。 ・健康課題の解決に向け、保健師業務研究会の中で、担当者の資質向上を図る地域診断研修会を2回開催した。(9/9、11/10) ・母子保健サービスの質の向上と母子支援体制見直しの一助とするため、新規事業である「母子支援力向上基盤づくり事業(コンサルテーション研修)」を開催した。(11/21、11/28) ・母子保健推進会議の実施に向け、関係者に依頼をしている。学校保健との連携については、教育事務所と調整中。 ・低出生体重児対策については、妊娠期の管理をテーマに研修会を計画している。	・母子保健担当者会議において、各市町村の母子保健の状況、課題を協議した。また、低出生体重児出生割合、喫煙・受動喫煙の割合を確認し、妊娠中の喫煙、防煙指導の必要性を共有した。 ・母子保健推進会議の実施に向け、新たにメンバーとして、各産科病院助産師、婦人科医師、小学校養護教諭、保育園保育士に依頼するため、会議の目的や地域の母子保健の課題を説明した。 ・母子保健研修会において、低出生体重児の成長・発達を学び、資質向上を図った。 ・乳幼児健診の課題を整理するため、富士吉田市、都留市の乳幼児健診保健指導の状況を把握した。
14	健康危機管理体制(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)	・病原性が高い感染症を想定し実働訓練の実施や搬送手段等、想定される対策に対しての訓練が実施されていない。	・健康危機管理に対応できるための研修会、訓練を実施し、有事の際に対応できる人材育成を図る。 ・各関係機関への健康危機管理の情報提供を図る。	1 新型インフルエンザ発生時の医療体制を中心に各関係機関の役割を確認した。 富士東部地区新型インフルエンザ等対策会議を開催(11月12日) インフルエンザ対策担当者会議の開催 1回 富士・東部地区新型インフルエンザ等対策会議を開催し、関係機関の連携体制について検討した。 ・新型インフルエンザ対策について、所内体制の整備を進めた(BCPや行動計画周知、所内演習訓練) ・24時間電話相談を実施している。 ・各医療機関等会議等を通じて、必要な情報提供を実施した。 2 エボラ出血熱等タイムリーな感染症への対応 ・市町村、医療機関、消防機関等関係者への情報提供やPPE(個人防護服)の着脱訓練、アイソレーター(患者移送カプセル)の展示等実施した。(11月19日)	・富士東部地区新型インフルエンザ等対策会議を設置・開催し、新型インフルエンザ発生時の医療体制を中心に各関係機関の役割を確認した。 ・24時間電話相談を実施した。 ・各医療機関等に必要な情報提供を実施した。
15	災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)	・平成25年度の訓練では、情報伝達の各手段についての種々の課題が挙げられた。 ・「富士・東部防災アクションプラン」の基本情報の共通認識が、各関係機関等に十分に浸透していない。	・健康危機に適切に対応するための研修会を実施する。 ・情報伝達訓練にあたって、情報を迅速かつ有効に伝達するための手段を検討する。 ・情報伝達訓練を実施する。	山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、広域災害救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話等を用いた情報伝達訓練を10月27日に県下一斉に実施した。 ・訓練内容の理解や現時点でも課題についての検討及び訓練実施の準備のために、県の担当者会議を受け、市町村等関係機関担当者会議を2回、市町村及び消防機関に御協力をいただき、各関係機関の災害想定を設定する企画会議を1回を開催した。 ・地域県民センターを連携し、地区の災害状況想定を行った。	・富士・東部地域防災アクションプランに基づき、情報伝達訓練を行った。
16	医薬品の安全管理対策	・対象施設が多いため、年度当初に効率的な監視計画の立案が必要である。 ・医薬品成分を含有する健康食品のインターネット販売について広域的な監視が必要である。	・期限を定めた集中的な一斉監視指導のほか、新規許可・更新、その他調査と併せた随時立入検査を効率的に行う。 ・健康食品の試買検査のほか、他県と情報を密に速やかな不良(模造)医薬品の発見・回収を行う。	・新規許可調査以外に医薬品販売業の許可更新時には、他法令(毒劇物・麻薬・向精神薬の保管状況や管理簿の記載内容等)にも問題がないか併せて調査を行い、9月末までの実績として86施設を監視している。 ・医薬品の効能効果を標榜する健康食品の広告やポップについては、発見次第、速やかな店頭撤去を指導している。なお、本年度は医薬品成分を含有した健康食品の被害情報は近県になく、これの	・医薬品販売業者に対し、有資格者の在駐、構造設備基準の遵守および文書を用いた服薬指導の実施等について立入検査を行った。 ・国からの通知に基づき、医薬品等一斉監視指導・医療機器一斉監視指導を行い、不良医薬品や虚偽誇大広告等の監視に努めた。
17	薬物乱用防止対策	・薬物乱用防止対策は正しい知識の普及と強い取り締まりの双方が必要であるが、普及啓発により問題意識や行動に効果があったのかを評価することは難しい。	・薬物乱用防止指導員協議会の指導・育成を図り、地域における普及啓発活動を強力に推進する。 ・違法薬物の有害性等については、今後も政府広報等を活用しながら正確な情報を発信することに努める。また、薬物乱用防止教室(出前講座)の際には、どの様に問題意識等が変化したのかを把握するためのアンケート調査を行う。	・薬物乱用防止指導員協議会の運営については、6月に活動方針等の打ち合わせ会議を行い、6.26ヤング街頭キャンペーンのほか危険ドラッグ根絶を目的とした啓発活動を計3回4地点で実施した。なお、これらの様子を放映することで住民の関心を高めるためCATVに対して取材要請を行っている。 ・都留市在住の女子高校生らが危険ドラッグの所持で逮捕されたことに伴い、同市内8小学校からの薬物に関する出前講座依頼には	・「ダム、ゼットイ。」普及運動を始め、薬物乱用防止指導員とともに地域に重点をおいた啓発活動を行うことで、薬物乱用問題について意識向上を図った。 ・中高生を対象にした薬物乱用防止教室を開催した。なお、県教育庁から校長あての文書が発出されたことにより、開催回数が増加した。
19	生活衛生対策	・無資格者による施術、まつ毛エクステンションによる健康被害が消費生活センター等に多数寄せられている。 ・旅館業では、レジオネラ属菌に対する危機管理意識が低い。	・当職に対して無資格者の施術、まつ毛エクステンションに係る苦情や問い合わせはないものの、毎年一定数を抽出した監視により必要に応じた指導を行う。 ・効率的な監視計画を立案し、国際観光地として誇れる旅館や公衆浴場の衛生確保に関する立入検査を行う。 ・引き続き、地域を限定したレジオネラ属菌に関する講習会を開催する。	・美容所、理容所及びクリーニング所の開設届出に伴う現地調査のほか、任意に美容所4施設を立入検査し、無資格者によるまつ毛エクステンションの施術行為がないか確認するとともに、国から発出されている通知を示し、まつ毛パーマの危険性について注意喚起を図った。 ・他県から情報提供のあったレジオネラ症患者の発生届により、関連が疑われる宿泊施設の浴槽水検査や管理方法の調査を実施し、不適切な項目について改善指導を行った。なお、地域を限定したレジオネラ属菌に関する講習会については、12月10日に山中湖村山中地区を対象に実施することとしている。	・美容所、理容所及びクリーニング所の新設に対し、法律・条例で定められている有資格者の確保や構造基準の合致について検査確認を行った。 ・旅館や公衆浴場の新設に対しては、法律・条例で定められている構造基準について指導するとともに、レジオネラ属菌対策として冊子を用いた入浴施設の衛生管理指導を行った。 ・年度毎地域を限定して、公衆浴場及び旅館を対象にしたレジオネラ属菌に関する講習会を実施しており、平成25年度は山中湖村平野地区を対象として実施した。